

(LC9) インフラマネジメント新技術適用推進委員会委員会規則

2019年7月5日 制 定

(目的)

第1条 インフラマネジメント新技術適用推進委員会（以下、「委員会」という）は、土木学会が有する広範な組織と知見・技術に基づき、インフラマネジメントの新技術の適用推進を図るため、課題の抽出とさらなる成果活用に向けた取組みや海外展開などを主な目的とする。

(事業)

第2条 委員会は、第1条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) インフラマネジメントの新技術の適用推進に関する課題抽出、および制度、普及方策の研究、調査
- (2) インフラマネジメントの新技術の適用推進に関する実践的活動
- (3) 他分野を含むインフラマネジメントの新技術の適用推進に関する研究者・技術者・機関との協働・連携
- (4) インフラマネジメントの新技術の適用推進に関する技術の海外展開に関わる活動
- (5) インフラマネジメントの新技術の適用推進に関する講演会、講習会、見学会などの開催
- (6) 上記活動結果に基づくインフラマネジメントの新技術の適用推進に関する刊行物の企画・編集および刊行など

(存続期間)

第3条 委員会の存続期間は、土木学会委員会規程第2条による。

(構成)

第4条 委員会には、活動を円滑に運営するため、幹事会を設置する。また、土木学会委員会規程第6条により、必要がある時は、小委員会・部会等を設け特定の事項に関する活動ができる。

- 2 委員会は、委員長1名、委員30名程度、および委員会顧問若干名をもって構成する。また、幹事若干名および幹事長1名をおくこととし、副委員長若干名をおくことができる。
- 3 幹事会は、委員長、副委員長、幹事長、および幹事をもって構成する。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第5条 委員長は、委員の互選により委員長候補を推薦し、会長が指名する。委員長の任期は2年を基本とし、再任を妨げない。

- 2 副委員長は、委員長が指名し、会長が委嘱する。副委員長の任期は1期2年を基本とし、再任を妨げない。任期途中で副委員長が交代する時は、後任副委員長の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

- 3 委員は、土木学会会員の中から委員長が指名する委員とし、会長が委嘱する。また、委員長が必要と認める場合は土木学会会員以外の委員を委員長が指名し、会長が委嘱する。委員の任期は1期2年を基本とし、再任を妨げない。任期途中で委員が交代する時は、後任委員の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。任期の区切りは、原則として3月31日とする。
- 4 幹事長および幹事は、委員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。
- 5 小委員会の委員長は、原則として委員の中から委員長が指名し、会長が委嘱する。委員以外から選出する場合には、次期改選の間まで委員の定数を増加することができる。
- 6 小委員会の委員は、小委員会の委員長の推薦により委員長が指名し、会長が委嘱する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、文書または電子メールをもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。
- 3 委員会は、原則として年1回以上開催する。
- 4 幹事会は、必要に応じて随時開催する。
- 5 委員会は、土木学会委員会規程第9条の規定および理事会の決定に従い、「事業計画および予算」を作成し、技術推進機構担当理事の承認を経て会長に提出する。
- 6 委員会は、土木学会委員会規程第10条の規定および理事会の決定に従い、「事業報告書」を作成し、技術推進機構担当理事の承認を経て会長に提出する。
- 7 委員会は、土木学会委員会規程第8条の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局)

第7条 委員会の担当事務局は、技術推進機構とする。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更は、委員の過半数の賛同を得た後、理事会において行う。

附則 この規則は、2019年7月5日から施行する。